



平成 25 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 椿本興業株式会社
代表者名 取締役社長 椿本哲也
(コード番号 8052 東証・大証第 1 部)
問合せ先 取締役常務執行役員 岡本 正樹
(TEL. 06-4795-8806)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、本日、近畿財務局に提出しました平成 25 年 3 月期の内部統制報告書に、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当企業グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社中日本営業本部において、当社従業員が不正取引を行っていたことが平成 25 年 3 月に判明し、その実態及び損失額を調査するために同年 3 月 18 日に社内調査委員会（委員長：代表取締役社長 椿本哲也）を設置するとともに、社内調査に対する公正中立な検証や、第三者による独自調査を行うために、弁護士、公認会計士等で構成される第三者委員会を同年 3 月 25 日に設置し調査を実施いたしました。

同調査の結果、同営業本部において、過年度から当社従業員が、特定の取引先との取引に際して商品の納入・販売の実体が無いにも関わらず仕入・売上計上を行う不正取引を継続的に行っていたことが明らかになりました。

これらの事実は、役職員のコンプライアンス意識が希薄であったこと、職務分離や相互牽制が十分に機能していなかったこと及びモニタリングが不十分であったこと、並びに仕掛品在庫の棚卸管理が不十分であったことによるものです。

以上のことから、当社の全社的な内部統制及びたな卸資産に係る業務プロセスに関する内部統制に開示すべき重要な不備があったため、当該不正取引が防止されず、かつ発見に遅れを生じさせたものと認識しています。なお、調査報告書については、平成 25 年 5 月 8 日付リリース（「第三者委員会の報告書受領と当社の対応方針について」）にて公表されております。

2. 事業年度末日までには是正できなかった理由

上記事実は当事業年度末日近くに発覚したため、当該不備を当事業年度末日までには是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、社内調査委員会の調査結果及び第三者調査委員会の提言を踏まえて以下の再発防止策を講じてまいります。

- ア) コンプライアンス意識の徹底とコンプライアンス規定の新設
- イ) 定期的人事異動の実施
- ウ) 営業部門より発注業務の分離と営業事務の見直し
- エ) 支払業務の厳格化
- オ) 各種規定の見直しと実務運用の徹底
- カ) 内部通報制度の改善
- キ) 内部監査体制の充実
- ク) 取締役会及び監査役会の更なる活性化

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記事項のうち、財務報告に係るものにつきましては、平成 25 年 3 月期の有価証券報告書に反映させており、当該財務諸表及び連結財務諸表に与える影響はありません。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以上